報告第２８号

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和　６　年１２月　５　日提出

日立市長　　小　川　春　樹

専　決　処　分　書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年１０月２８日

日立市長　　小　川　春　樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和５年１１月１２日午後２時頃、日立市□□町□丁目□番地先市道６００４号路上において、日立市□□町□丁目□□番□号□□□□□氏が歩行中に側溝蓋を踏んだ際、当該側溝蓋が不安定な状態となっていたため沈み込み、体勢を崩して転倒し、負傷した。

また、同氏は、治療費等の支払に後期高齢者医療制度を利用し、医療給付を受けたため、高齢者の医療の確保に関する法律第５８条第１項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合が損害賠償の請求権を取得した。

以上のことから、この損害に対する賠償の額を別紙のとおり定める。

１　損害賠償請求権者

（1）　負傷者

日立市□□町□丁目□□番□号

□□　□□□　氏

（2）　保険者

水戸市赤塚１丁目１番地ミオス１階

茨城県後期高齢者医療広域連合　広域連合長　松丸　修久　氏

２　損害賠償額　　金７２１，６５０円

（1）　負傷者に対する損害賠償額　　金９０，１０６円

（2）　保険者に対する損害賠償額　　金６３１，５４４円